公立大学法人奈良県立医科大学 医療人育成機構規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学(以下「本学」という。)における医療人育成機構(以下「育成機構」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 育成機構は、医療を取り巻く環境が大きく変化するため、本学の全教職員を医療人として 考え、良き医療人を育成し、社会に対し、その責務を果たすことを目的とする。

(良き医療人の定義)

- 第3条 この規程において、前条に掲げる良き医療人とは、次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 人間愛に基づいて自らの職務を遂行する者。
 - (2)専門職としての知識、良心、品位を備え、病む人への尽きない関心と思いやりを持って、心と身体の煩いを癒し、社会適応を支援することを通じて病む人の幸福と利益を追求する者。
 - (3) 社会的課題を理解し、その要請に応え、他者の考えを尊重しつつ、役割の遂行に誠実に取り組む者。

(良き医療人に求められる要素)

- 第4条 良き医療人に求められる要素は、前条に基づき、次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 患者を人として敬い、考え方や決定を尊重できること。
 - (2) 患者や家族の考え、気持ち及び行動の理解に努めること。
 - (3) 患者に思いやり、共感、寛容及び誠実な態度で接し、信頼感を得ることができること。
 - (4) 理性的、客観的及び公平な対応ができること。
 - (5) 良好な医療者と患者関係を構築できること。
- (6) 医療に携わる全ての職種が同じ医療人として互いに敬い、目標達成のために協同して作業できるように良好なコミュニケーションが取れること。
- (7) 自らの立場や役割、責任及び技能について他者からのフィードバックを常に求め、修正することができること。
- (8) 医学のたゆまない進歩を理解し、新しい知識と技術の獲得をめざし常に向上心を持って、生涯学習すること。
- (9) 幅広い教養と豊かな感性を備え、病をもつ人への限りない関心をもつこと。

(部門)

- 第5条 育成機構は、次の各号に掲げる部門で組織する。
- (1) 卒前の医師及び看護師教育育成部門として、教育開発センター
- (2) 卒後の医師教育育成部門として、臨床研修センター
- (3) 卒後の看護師教育育成部門として、看護実践・キャリア支援センター
- 2 前項における各部門の管理運営については、別に定める。

(育成機構)

- 第6条 育成機構に、次の各号に掲げる職員を置く。
- (1)機構長
- (2) 部門長
- (3) 教職員
- 2 前項第1号の機構長は、教育・研究担当理事をもって充てる。
- 3 機構長は、育成機構の運営を統括する。
- 4 機構長は、育成機構の管理運営上において特に必要と認めるときは、第1項に規定する者以外 の者を置くことができる。
- 5 機構長に事故あるときは、あらかじめ指名した部門長がその職務を代行する。

(業務)

- 第7条 育成機構は、第2条に掲げる基本的な考え方と目的に則り、その結果を育成機構案として とりまとめる。
 - (1) 育成にかかる将来構想に関すること
 - (2) 育成活動推進施策全般に関すること
 - (3) その他育成に係る重要事項に関すること

(運営委員会)

- 第8条 育成機構に、前条に規定する業務を検討する運営委員会を設置することができる。
- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 機構長
- (2) 部門長
- (3)機構長が、必要に応じその都度指名する本学の教職員
- 3 機構長は、運営委員会を主宰し、その議長となる。
- 4 運営委員会が必要と認めるときは、第2項に規定する者以外の者に出席を求め、説明又は意見 を聞くことができる。
- 5 運営委員会が必要と認めるときは、専門事項を調査検討する専門部会を設置することができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、育成機構に関し必要な事項は、別に機構長が定める。

附 則(令和3年3月4日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月1日)

この規程は、令和5年8月1日から施行する。